五十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条及び第二十条
五十三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条及び第六十三条
五十四　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第二十四条
五十五　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第五十三条
五十六　臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第二十条第一項、第二十一条及び第二十二条
五十七　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第四十七条から第四十九条まで
五十八　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十七条及び第十八条
五十九　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十八条第一項
六十　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七十条第一項、第三項及び第四項並びに第七十一条
六十一　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二十六条
六十二　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第三十条
六十三　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十六条
六十四　独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）第十七条
六十五　独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）第二十二条
六十六　独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）第二十五条
六十七　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四十二条
六十八　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十四条及び第二十五条
六十九　年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第三十三条
七十　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第二十三条
七十一　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十五条
七十二　独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第二十六条
七十三　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二十九条
七十四　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十四条第二項
七十五　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第五十七条及び附則第九条第三項
七十六　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十九条
七十七　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第三十三条
七十八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第二十条及び第二十一条
七十九　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第四十五条
八十　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第三十七条
八十一　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第四十二条
八十二　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）第五十五条から第五十七条まで
八十三　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第五十一条
八十四　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十八条から第九十条まで
八十五　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二十七条及び第二十八条
八十六　がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第五十二条から第五十六条まで
八十七　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第三十四条から第三十六条まで
八十八　自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）第十五条

（労働基準法の一部改正）

第二百二十二条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百十七条及び第百十八条第一項中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十九条及び第百四十一条第五項中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第二百二十三条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三条から第六十五条までの規定中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第二百二十四条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第二号、第十九条の九第二項第一号、第二十一条の五の十五第三項第四号、第三十四条の十五第三項第四号イ、第三十四条の二十第一項第一号及び第三十五条第五項第四号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十条第一項から第三項までの規定、第六十条の二、第六十一条、第六十一条の二第一項及び第六十一条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条の四中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（食品衛生法の一部改正）

第二百二十五条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十三条中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正）

第二百二十六条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「これを六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第二十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「これを千円」を「二万円」に改める。